

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和 7 年 1 月 3 1 日（金）

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
令和7年度当初予算について	3
令和7年度議会費予算について	8
定例会の提案事項について	9
予算特別委員会について	
(1) 会派別質疑持ち時間表（案）について	10
(2) 運営に関する確認事項について	10
(3) 委員の席次について	11
(4) 資料請求について	11
定例会の日程について	12
本会議の会議録署名議員について	13
本会議の説明員について	13
一般質問について	13
発言通告について	14
区議会だよりの発行協力依頼について	14
杉並区議会個人情報の保護に関する条例（案）について	15
意見書・決議の議案提出手続きについて	18
申し送り事項について	20

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

日 時	令和7年1月31日（金） 午前9時58分～午前10時45分					
場 所	第3・4委員会室					
出席理事 （7名）	理 事	脇 坂	たつや	理 事	矢 口	やすゆき
	理 事	山 田	耕 平	理 事	ひわき	岳
	理 事	川原口	宏 之	理 事	安 斉	あきら
	理 事	松 本	みつひろ			
欠 席 理 事	（なし）					
理事以外の 出席議員	議 長	井 口	かづ子	副 議 長	おおつき	城 一
出席理事者	副 区 長	渡 辺	幸 一	副 区 長	白 垣	学
	政策経営部長	伊 藤	宗 敏	総 務 部 長	山 田	隆 史
	総 務 課 長	秋 吉	誠 吾	財 政 課 長	土 田	昌 志
事務局職員	事 務 局 長	森	雅 之	事 務 局 次 長	村 野	貴 弘
	議 会 法 務 長	武 士	清 亮	調 査 担 当 係 長	武 原	進 悟
	庶 務 係 長	田 口	昌 実	議 事 係 長	蓑 輪	悦 男
	庶 務 係 主 査	渡 辺	翔 太	担 当 書 記	橘 川	敦 江

(午前 9時58分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

脇坂理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、12月25日、1月9日の2回分について、事前に各理事にお送りしていますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《令和7年度当初予算について》

脇坂理事 次に、令和7年度当初予算について、理事者から説明がありますので、よろしくをお願いいたします。

副区長（渡辺） 本日は、令和7年第1回区議会定例会に御提案を申し上げる案件のうち、令和7年度各会計当初予算の概要につきまして御説明に上がりました。内容につきましては、政策経営部長より説明をいたします。

なお、当初予算以外の案件につきましては議会運営委員会で御説明を申し上げる予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

政策経営部長 それでは、令和7年度各会計当初予算につきまして、お手元の資料に基づいて御説明を申し上げます。

初めに、お配りしておりますが、区政経営計画書3ページをお開きいただきたいと思います。予算編成に当たりましては、首都直下地震の発生に備え、区内建築物の耐震・不燃化の促進や震災救援所の備蓄品の充実など、区民の命と暮らしを守り抜くための予算を計上したほか、将来にわたって安定的に区民福祉の向上を図るため、持続可能な財政運営の確保にも努めたところでございます。加えて、総合計画・実行計画において掲げた目標の達成に向けまして、計画事業ごとに必要な予算措置を行ったところでございます。

それでは次に、御配付しております資料、令和7年度杉並区各会計当初予算の資料のほうを御覧いただきたいと思います。ただいま申し上げました基本的な考え方に基きまして予算編成を行い、一般会計の予算規模は2,456億300万円で、前年度比227億1,100万円、10.2%の増となっております。

歳入の主な増減要因でございますが、まず増につきまして、1、特別区税は、納税義

務者や区民所得の増に加え、定額減税の終了により増収を見込んでございます。次に、9、特別区財政交付金は、原資となります調整三税等について、不合理な税制改正による法人住民税の国税化の影響はあるものの、堅調な企業収益による市町村民税法人分等の増によりまして増収を見込んでございます。次に、13、国庫支出金及び14、都支出金につきましては、荻外荘公園の整備に係る文化財保存事業費補助金などの減はあるものの、児童手当支給に係る国庫支出金や定額減税調整給付に係る都支出金の増などにより、それぞれ増収を見込んでございます。

一方、減でございますが、8、地方特例交付金は、国の定額減税による特別区民税の減収補填の皆減により減収を見込んでございます。

次に、歳出の主な増減の内容でございます。

まず、増につきましては、2、総務費は、杉並区役所庁舎整備基金への積立金や防災・防犯用品カタログギフトに係る経費などの増により、3、生活経済費は、定額減税調整給付事業や国勢調査といった臨時事業の増などにより、4、保健福祉費は、所得制限の撤廃等による児童手当の増や公定価格単価の増により私立認可保育所への給付費等の増などにより、7、教育費は、中瀬中学校や富士見丘中学校などの学校改築に伴う投資事業の増などにより、それぞれ増となっております。

一方、減につきましては、9、公債費は、満期一括償還分の皆減などにより減となっております。

次に、債務負担行為でございますが、施設整備など事業が複数年度にわたるものとして、25事項、28億1,000万円を設定するものでございます。

次に、地方債でございますが、学校改築や区立児童相談所の財源として、4事業、53億8,800万円を設定するものでございます。

資料裏面に行きまして、2ページを御覧ください。基本構想に掲げる8つの分野に沿った主な施策について、令和7年度に取り組む主な事業を記載しております。予算額の大きいものを中心にその概要について御説明申し上げます。

1つ目の防災・防犯分野でございます。

防災・減災の取組として、木造住宅の耐震改修助成限度額を引き上げることに加え、木造密集地域における助成、除却事業助成も引き続き実施することによりまして、耐震・不燃化を促進するとともに、狹隘道路の拡幅整備と突出電柱の移設を着実に進めてまいります。また、気候変動等の影響により近年多発している集中豪雨などの風水害への備えとして、雨水流出抑制対策を推進することに加え、グリーンインフラについても、桃井原っぱ公園での雨庭造りのほか、科学体験施設IMAGINUSと連携し、将来を

担う若い世代を対象としたワークショップを開催し、身近でできるグリーンインフラについて区民が知る機会を設けます。さらに、災害備蓄品の充実を図るほか、都市型災害や近年多発している強盗事件などについて、区民一人一人が自分事として捉え、そのための備えに向けて行動してもらえるよう、全世帯を対象に防災・防犯用品カタログギフトの配布を行い、区民の防災・防犯意識の高揚を図ります。

次に、2つ目のまちづくり・地域産業分野でございます。

まちづくり分野の取組としては、京王線沿線及び西武新宿線沿線における鉄道連続立体交差化の着実な推進のほか、公共空間としての道路の整備や将来のまちづくりを議論する仮称デザイン会議を開催するなど、区民等が主体的にまちづくりに取り組んでいくことを目指します。また、区営住宅に落選した低所得の独り親や多子世帯を対象とした家賃助成を開始するほか、低所得者への転居費用助成を開始するなど、誰もが安心して住み続けられる暮らしやすい住環境の実現に向けた取組を推進します。

地域産業分野では、杉並アニメーションミュージアムの開館20周年記念として、区内アニメ制作会社等のPRイベントを実施するほか、アニメ制作会社への就職相談会の実施を行うなど、にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興を図ります。また、商店街が独自に実施するキャッシュレスポイント還元事業に支援を行うことにより、地域経済の活性化及び振興を図ります。

次に、3つ目の環境・みどり分野でございます。

環境分野の取組としては、次世代を担う中高生を対象とした気候変動に対するワークショップを実施することにより、ゼロカーボンシティの実現に向けて主体的に取り組む機会を提供するほか、フィールドワークとワークショップを通じて参加者がエコスポットの情報を親しみやすくまとめた杉並エコマップを作成することにより、気候変動対策の取組に関心を持つ区民の増加を図ります。

清掃・リサイクル分野では、デジタル技術を活用したごみの収集運搬業務の効率化を推進し、生まれた余力をふれあい収集業務や排出指導等の充実強化に充てるなど、生活環境の保全と循環型社会の実現に向けて取り組みます。

みどり分野では、昨年12月に開園いたしました荻外荘公園の展示棟の整備やすぎはち公園の整備などを着実に進めるほか、高円寺南5丁目において、市民緑地（いこいの森）を令和7年10月の開設に向けて整備を行います。

資料3ページに進みます。4つ目の健康・医療分野でございます。

区民の健康意識の動機づけや主体的な健康づくりを応援する総合的な健康アプリを導入するほか、女性の健康相談において、相談内容の範囲拡充とともに、オンライン相談

の無料回数を無制限にするなど、全ての区民が生涯にわたって健やかで生き生きと暮らせる健康長寿の地域社会の実現を目指します。

次に、5つ目の福祉・地域共生分野でございます。

地域福祉分野では、ひきこもり状態にある当事者に向けて、社会的孤立や経済的困窮に陥ることのないよう社会とのつながりを回復、維持するため、新たにひきこもり支援推進事業を開始します。また、子どもの学習等支援事業では、現在、区内1か所で実施している子供の学習支援や居場所の取組について、地域のバランスに配慮しながら、区内3か所に拡充を図ります。

高齢者分野では、介護サービス施設の計画的な整備に加え、介護サービス事業所等に勤務する無資格者に義務づけられた研修受講料の全額助成の開始や、これらの無資格者に対する資格取得支援の拡充などを図り、介護人材の定着・育成支援等に取り組みます。

障害者分野では、障害児の中学生以降の放課後等居場所として、放課後等デイサービス以外に、スポーツや文化活動等の多様な体験ができる場を確保するモデル事業について、令和8年度に区立済美養護学校で同校の中学部生徒を対象として実施するための準備を進めるなど、障害者の社会参加を促します。

地域共生分野では、ジェンダー平等の実現に向けて、区民や専門的な知見を持つ委員が、区が今後取り組むべき課題や目指す未来像について審議する杉並区ジェンダー平等に関する審議会を開催し、その答申を受けて今後の具体的取組を検討します。

次に、6つ目の子ども分野でございます。

子ども政策分野では、本定例会に御提案をいたします杉並区子どもの権利に関する条例に基づき、仮称子どもの権利救済委員の設置や子どもワークショップの開催など、子どもの権利の保障に関する施策を総合的に進めてまいります。また、こども食堂への支援を実施いたします。

児童相談の分野では、令和8年11月の区立児童相談所の開設に向けて、引き続き施設の建設工事や人材の育成確保の取組を進めるほか、里親支援事業や社会的養護経験者の自立支援に向けた事業等を計画的に進めてまいります。また、子ども家庭支援センターでは、児童虐待の未然防止、重篤化の防止を図るため、要支援家庭を対象とした事業や専門相談の充実を図ります。

児童・青少年分野では、杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づきまして、児童館の機能強化を図るための検討を進めるほか、放課後等居場所事業の令和9年度の区立小学校での全校実施に向けた拡充、中・高校生機能優先児童館の整備に向けた検討、子ども・子育てプラザの運営の充実など、よりよい子供の居場所づくりを推進します。

地域子育て支援分野では、産後ケア事業については利用種類に係る利用上限回数と利用期間を、産前・産後支援ヘルパー事業については産前と産後の利用時間を見直すほか、バースデーサポート事業の家事・育児パッケージの支給額を拡充するなど、家庭の状況に応じたきめ細やかな支援の充実を図ります。

資料、4ページ目に参ります。7つ目の学びの分野でございます。

学校教育分野では、1人1台専用タブレット端末の計画的な更新など、ICT環境の整備向上を図ります。また、通常学級支援員やスクールソーシャルワーカーの拡充に加え、新たにエデュケーションアシスタントを導入し、教員が学習指導や生活指導等に集中できる環境を整えることで教育の質の向上を図ります。さらに、杉並区いじめの防止等に関する条例を本定例会に御提案し、いじめ防止等の対策の充実を図ります。学校部活動につきましては、学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けて、民間事業者や学校と地域をつなぐ学校支援本部等と連携し、中学校の放課後等の活動の充実を図ります。学校施設整備では、杉並区立学校施設整備計画（第2次改築計画）に基づきまして、引き続き中瀬中学校、富士見丘中学校、神明中学校などの学校改築を進めるほか、新たに西宮中学校、天沼中学校の改築の基本設計や、久我山小学校、杉並第十小学校の長寿命化改修等を計画的に進めます。

次に、8つ目の文化・スポーツ分野でございます。

文化交流の分野では、区民一人一人の人権尊重を基盤とし、国籍や民族等の異なる人々が互いの文化を認め合い、協力し合って豊かな地域社会を形成するために、杉並区多文化共生基本方針に基づく取組を実施します。また、戦後80年の節目として、戦争体験を語り継ぐとともに、区民の平和を希求する意識の向上に取り組めます。

スポーツ分野では、障害者スポーツの取組、ユニバーサルタイムの拡大や、新たに学校施設を活用したスポーツ教室等の事業を実施するなど、誰もが安全・安心にスポーツ、運動に取り組むことができる環境づくりを推進します。

以上が予算の基本的な考え方と一般会計予算の概要、令和7年度の主な事業でございます。

次に、資料の下段を御覧いただきたいと存じます。各特別会計の当初予算でございます。

国民健康保険事業会計は、予算規模521億1,000万余、対前年度比で13億7,000万余、2.6%の減でございます。

介護保険事業会計は、予算規模460億4,000万円余、対前年度比18億1,000万円余、4.1%の増、後期高齢者医療事業会計は、予算規模162億4,000万円余、対前年度比4億

円余、2.5%の増となっております。

以上で各会計当初予算の説明を終わります。

なお、私からの最後でございますが、当初予算にも関連いたします杉並区総合計画等の一部修正について御説明をいたします。

総合計画につきましては、昨年度1年前倒しで改定を行ったところでございますが、杉並区が目指すまちの姿「みどり豊かな 住まいのみやこ」の実現に向け、着実に進めている取組を7年度からさらに推進していくため、杉並区総合計画等の一部を修正することとして、昨年12月の総務財政委員会において御説明をさせていただきました。区議会への説明後、パブリックコメントを実施し、その結果等を踏まえまして、今般、杉並区総合計画等の一部を修正いたしましたので、その内容等につきましては、第1回区議会定例会の会期中で御報告できればと存じます。

私からは以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。——なければ、理事者の方は御退席いただいて結構です。

《令和7年度議会費予算について》

脇坂理事 次に、令和7年度議会費予算について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料1を御覧ください。令和7年度予算総額は8億2,825万6,000円、対前年度比101.5%、1,234万9,000円の増となり、予算内訳は表のとおりでございます。10月16日の議運理事会で御説明した内容から査定等を受けて変わった点について、右欄、予算の内容等の星印の項目について御説明させていただきます。

初めに、議会費の事業名1、区議会の運営、執行項目2、議会及び委員会経費、執行細項目1、旅費についてでございます。行政視察旅費は例年執行残が出ており、6年度予算についても減額補正を行うところですが、この執行状況から、7年度は46万円減額されたところですが、事務局で過去分の執行額を確認したところ、十分足りる見込みでございます。

続いて、執行細項目6、管理事務費についてです。第1、第2委員会室の椅子の買換え費用956万8,000円は要求どおり予算化されました。区議会議員等研修委託について、これまで未計上でしたが、様々な課題に対して議論を深めていく必要が生じており、7年度については80万円を新規要求し、要求どおり計上されました。親子傍聴スペース確保のための工事費800万円については見送りとなっております。なお、当面は託児委託で対応することとなり、従前の10万円から69万3,000円に増額して計上されています。

続いて、執行項目 3、議会広報費、執行細項目 4、区議会ホームページについて、新規リース時の議員用パソコン等セットアップ料を単年度予算として要求し、148万5,000円増となっています。また、議員用パソコンの賃借料については、要求どおり701万2,000円が計上されました。こちらは前年比636万円の増でございます。なお、オンライン会議等への対応のための委員会室追加機能敷設作業委託については、入替え後のパソコンを最大限活用しつつ、引き続きオンライン会議で必要な環境の検証等を行っていくこととし、見送られました。

続いて、事業名 2、区議会議員報酬、執行細項目 3、共済費について、議員年金の受給者が減少したことに伴い、負担率が減り、負担金が減少しています。

続いて、事務局費の事業名 1、区議会事務局の運営、執行項目 1、旅費についてです。行政視察の随行旅費についても、議会費と同様の理由で21万6,000円の減額となっています。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、来年度の議会費につきましては説明のとおりですので、御了承願います。

《定例会の提案事項について》

脇坂理事 次に、定例会の提案事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料 2 を御覧ください。区長から、条例21件、財産の取得 1 件、令和 6 年度補正予算 4 件、令和 7 年度当初予算 4 件、人権擁護委員候補者の推薦 1 件、専決処分の報告 2 件、以上33件の案件が提出される予定となっています。除斥対象の案件がないかどうか、2月3日に議案が配付される予定となっていますので、漏れのないよう各議員で確認のほどよろしくをお願いします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、この件については、2月3日開催の議会運営委員会で理事者から説明があります。

なお、除斥についてですが、各自で御確認いただき、除斥の対象となる議案があった場合は議長へ申し出ていただきますよう、各会派の議員へお伝えください。非交渉会派

については事務局から説明をお願いします。

《予算特別委員会について》

(1) 会派別質疑持ち時間表（案）について

脇坂理事 続いて、予算特別委員会についてです。

初めに、会派別質疑持ち時間表（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料3を御覧ください。1月9日の議会運営委員会において、予算特別委員会の日程について御承認いただき、1月16日の議運理事会において、質疑持ち時間について御協議いただきました。それらを基に各会派別の質疑持ち時間表の案を作成しましたので、御確認のほどお願いします。持ち時間は例年どおり、各ブロック議員1人当たり6分、全審査時間のおおむね40%を質疑時間とし、残り60%を答弁時間として計算しています。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、この件は2月3日開催の議会運営委員会でも確認することといたします。

(2) 運営に関する確認事項について

脇坂理事 続いて、運営に関する確認事項についてです。予算特別委員会の運営については、予算特別委員会委員長の采配によるものではありませんが、この場で3点ほど確認をしたいと思います。

1点目は、質疑持ち時間について、昨年の決算特別委員会の状況を受け、10月16日の理事会において議論がありましたが、各会派の質疑持ち時間は厳守すべきものとして、質疑の冒頭で委員長から注意をしていただくということです。

2点目は、1月16日の理事会でも議題になったとおり、審査区分に沿った質疑、特に第1ブロックの歳入款について、款に沿った質疑をしっかりと行っていただくことです。

3点目は例年お願いしている内容ですが、意見開陳について、1会派当たり20分以内に収めていただくことです。

以上3点について皆さんの御了承が得られれば、予算特別委員会の委員長には私からお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 分かりました。それでは、ただいま説明の内容については、2月3日の議会運営委員会でも確認した上で、私から予算特別委員会の委員長にお願いをしたいと思います。各会派でも御確認いただきますよう、御協力をお願いいたします。非交渉会派にも事務局からお伝えをお願いします。

(3) 委員の席次について

脇坂理事 続いて、委員の席次について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料4を御覧ください。会派の枠組みを考慮した上で作成した席次（案）です。昨年の決算特別委員会から会派の構成等に変更がないため、決特と同様の案としています。この案を基に御協議いただき、本日の理事会で枠組みをお決めいただければと思います。また、各会派の個名を2月6日木曜までにお知らせいただければと思います。提出用の記入用紙は本日配付資料の最後に添付しています。

なお、非交渉会派については、理事会の協議がまとも次第、空いている枠で調整の予定でございます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、今回予算特別委員会の席次については、案のとおりとすることよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、そのように決定いたします。

各会派は、個名を2月6日木曜日までに事務局にお知らせください。

(4) 資料請求について

脇坂理事 続いて、資料請求について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料5を御覧ください。決特からの変更として、L o G oフォームでの受付に、記入後の資料請求書をアップロードする方法に加え、請求内容を直接入力する方法を御用意させていただきました。

それでは、資料を基に説明をさせていただきます。

1、資料請求にかかる日程ですが、資料請求受付期間は(1)に記載のとおりで、1月9日の議運理事会から変更はございません。請求は、作成が終わったものから順次御提出いただき、提出が最終日に集中しないよう御協力をお願いします。資料配付は(3)の

とおり、2月28日金曜正午頃から順次送付する予定としています。資料の提供は、(4)に記載のとおり、LINE WORKS のトークに資料のデータを送付します。また、送付したデータは、LINE WORKS の容量を圧迫しないために、予特終了後、掲示板等でお知らせした後、削除します。

2、資料請求書の記載等についてですが、区は、超過勤務の縮減など、仕事と家庭の両立に向けた環境整備を推進しています。請求内容は十分に精査いただき、早期提出の御協力をお願いします。その他記載の事項を御確認いただき、会派で共有いただければと思います。

裏面を御覧ください。資料請求書の見本をつけさせていただいていますので、こちらを参考に作成をお願いいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、ただいま説明のとおり、請求内容の重複がないよう十分精査いただき、内容は具体的かつ明確に記載をお願いします。また、対応職員の業務負担等もごございますので、請求書の早期提出に御協力をお願いします。

《定例会の日程について》

脇坂理事 次に、定例会の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料6を御覧ください。1月9日の議会運営委員会で決定した内容からの変更点ですが、先ほどの当初予算説明で理事者から説明があったとおり、総合計画等の一部修正について、第1回定例会の会期中に報告することとございます。昨年、総合計画等を改定した際と同様に、2月19日本会議中日の終了後に予定している予算特別委員会の正副委員長互選の後、計画の一部修正の説明を受け、質疑については予算特別委員会の関係する款の中で予算審議と併せて行うこととしてはいかがでしょうか。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 念のため確認ですけれども、これは予算特別委員会の中で行って、説明の時間というのはどれくらいになりますでしょうか。

事務局次長 大体10分から15分とお聞きしております。

脇坂理事 分かりました。

それでは、ただいま説明のあったとおり、総合計画等の一部修正については、中日の予算特別委員会正副委員長互選後に説明を受けることとし、その質疑については、予算特別委員会の関係する款の中で新年度予算案と併せて質疑を行うこととします。この件については、2月3日開催の議会運営委員会に諮ることといたします。

《本会議の会議録署名議員について》

脇坂理事 次に、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料7を御覧ください。第1回定例会の本会議の会議録署名議員は記載のとおりでございます。

なお、本会議の日程が追加された場合などは改めてお知らせします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 この件については、よろしくお願いします。

《本会議の説明員について》

脇坂理事 次に、本会議の説明員について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料はございません。1月1日付で選挙管理委員会委員長に今井洋氏が就任しており、本会議に出席する予定でございます。また、予算審査のため財政課長が入る予定でございます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 この件については、御承知おき願います。

《一般質問について》

脇坂理事 次に、一般質問について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料はございません。一般質問の通告については、2月3日月曜午後1時から6日木曜午後1時までの受付となります。初日、3日月曜午後1時の時点で質問希望者が複数いる場合は、くじ引で順番を決めさせていただきます。6日木曜、最終日、最終希望者についても同様の扱いとさせていただきます。通告が最終日に集中する傾向がありますので、早めに通告くださるよう御協力をお願いいたします。また、2月3日月曜の議会運営委員会で各会派の質問予定者数の報告をお願いいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 なければ、2月3日開催の議会運営委員会で各会派の質問予定人数をお知らせください。非交渉会派については事務局で確認をお願いします。引き続き早めの通告をお願いします。

《発言通告について》

脇坂理事 次に、発言通告について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料はございません。いずれも発言通告は2日前の午後5時までとなります。本会議初日、2月12日水曜の発言通告は2月7日金曜午後5時まで、中日、2月19日水曜の発言通告は2月17日月曜午後5時まで、最終日、3月19日水曜の発言通告は3月17日月曜午後5時までとなります。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、発言通告の期限については、2月3日開催の議会運営委員会で確認し、了承を得ることといたします。

《区議会だよりの発行協力依頼について》

脇坂理事 次に、区議会だよりの発行協力依頼について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料8を御覧ください。区議会だより第274号については、1定の代表質問、一般質問、予算特別委員会の意見開陳の内容を中心に、5月1日の発行を予定しています。質問原稿の提出等、資料2枚目の発行計画案に従い、御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、区議会だよりのイラストについて、広報委員会の議論を踏まえ、正式に取扱いを決定しました。内容は、①議員からイラストのデザインについて要望を出すことを可能とします。②イラストレーターが作成したイラストに対する再度の要望や修正指示は、発行スケジュールを確実に守るという観点から、原則受け付けないものとします。③要望のない場合は、事務局に一任したものとみなします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、この件につきましては、御協力のほどよろしくお願いいたします。

《杉並区議会個人情報の保護に関する条例（案）について》

脇坂理事 次に、杉並区議会個人情報の保護に関する条例（案）についてです。本日は条例を制定するかどうかの方針決定に向けて、各会派の状況確認と意見交換をすることになっていますが、まずは事務局から説明をお願いします。

事務局次長 条例案について、昨年12月25日に実施した議員説明会で出された御意見等を踏まえ、検討の参考としていただきたく資料を作成しましたので、説明させていただきます。

資料9を御覧ください。1点目、条例の対象となる保有個人情報の具体例についてですが、具体例にどのような情報が条例の対象になるかを例示してほしいという御意見がございましたので、お示しするものでございます。重ねての御説明となりますが、条例の対象となる保有個人情報とは、議会事務局の職員が職務上作成し、または取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして議会が保有しているものであり、本人からの自己情報開示請求の対象となるものです。表では保有個人情報に該当するものを丸、非該当のものをバツとしています。記載の内容はあくまで想定であり、事案により個別に判断されるものと考えていますので、御了承ください。

裏面に進んでいただき、2点目、開示決定等の期限についてです。現行の条例案において、保有個人情報の開示請求があった場合の標準処理期間を請求があった日から14日以内としていることについて、30日以内としてはどうかという御意見がありました。この御意見は、区長部局における条例の運用状況と事務局職員の負担軽減の配慮に基づいたものであり、妥当性があると考えますが、以下3点を踏まえ、現行案どおり検討を進めることとしたいと思います。

まず、管理する情報は、議会事務局内で完結しているため、教育委員会等や出先機関も対象となる区長部局とは異なり、決定に要する期間は比較的短く済み、また、請求件数自体も少ないと想定され、区長部局のような運用状況となる可能性が低いこと、次に、制度の導入に伴い、事務局全体の業務の遂行に支障が生じることがないよう、区長部局と引き続き調整を行い、条例の施行に当たっては万全の体制を確保できる見込みであること、さらに、区民等の請求に対する迅速な開示決定を保障する観点から、30日以内の規定とすると、区長部局と比較し議会が後退していると捉えられる可能性があること、以上の理由から、現行案の14日以内が適当と考えています。

最後に、3点目、審査請求があった場合の審査会への諮問等についてです。条例に基づく開示決定等について、審査請求があった場合の審査会への諮問及び個人情報の適正な取扱いの確保のための専門的意見が必要な場合、審議会への諮問の方法について、現

行の案では第三者性に乏しいとの意見がございました。そこで、記載の①から③までの3パターンを検討しました。

まず、①のパターンは、議員で構成される会議体に諮問する方法で、現行条例案どおり、情報公開推進委員会の名称を変更し、諮問するものです。備考として、既存の会議体を活用できる、中立・公平性及び専門性を担保するため、必要に応じて学識経験者に意見を聞くこととするとしています。この方法は、条例を制定している特別区のうち、3区が採用しています。

次に、②のパターンは、区長の附属機関に諮問する方法で、全国市議会議長会の条例（例）に準拠し、杉並区情報公開・個人情報保護審査会、杉並区情報公開・個人情報保護審議会に諮問するものです。備考として、議会外に設置されており、中立・公平性が最も担保される、また、既存の会議体を活用でき、経験、ノウハウを生かせるとともに、効率的な事務執行が期待できる、杉並区情報公開・個人情報保護審議会は、議員が委員となっているため、議会からの諮問案件については原則議員を除斥するとしています。この方法は16区が採用しています。なお、この方法を取った場合、情報公開推進委員会は廃止し、区の審査会に諮問することといたします。

最後に、③のパターンは、新たに設置する機関に諮問する方法で、議会に第三者機関を設置し、諮問するものでございます。備考として、中立・公正性が担保されるが、地方自治法上、議会に附属機関を設置することはできないと解されており、実際の設置は困難であるとしています。この方法を採用している区はございません。事務局の結論としては、第三者性の確保の観点や、他区の状況、法律上の解釈等を踏まえると、②のパターンが適当と考えています。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

脇坂理事 それでは、ただいまの事務局の説明への質問等を含め、現時点での各会派の状況をお聞きします。条例を制定するかどうかの方向性、また制定をする場合に条例の内容等について御意見がありましたら御発言をお願いします。まだ検討中ということでしたら、その旨言っていただければ大丈夫です。

矢口理事 条例については、基本は反対の意見はない状況ですが、この最後の3番の審査請求があった場合の「審査会」への諮問等については、またもう一度会派のほうへ持ち帰って検討とさせていただければと思います。

以上です。

山田理事 私たちの会派も条例の制定には問題ないという立場ですが、この3の審査請求があった場合の「審査会」への諮問等については、会派へ持ち帰って少し協議したいで

す。

ひわき理事 条例については、うちの会派も制定したほうがいいというふうな方向性なんです。他の会派と同様に、審査会については、第三者性の確保というのはうちの会派の中でも議論は出ているんですが、改めて持ち帰って話をしてみたいと思っています。

川原口理事 うちも条例制定については問題ないと思っています。

2番についても、この開示30日以内という規定でいいかなというふうに思っています。

3番は、私個人的には②でいいと思っていますけれども、一応会派の意見も聞きたいと思っています。

以上です。

安斉理事 うちの会派としては、2番の話は私が言った話なので、こういう結論だということに理解をしました。

それと3番のところなんですけれども、これはいろいろ調べていただいて、①が3区、②が16区ということで、杉並区はここに入っていないと思いますけれども、ここから抜けちゃっている23区というのは今どうなっているのかというのは——つくっていないの。つくっていないでいいの。ちょっと聞いていいですか。

議会法務担当係長 条例制定していない区が4区ありまして千代田区、目黒区、中野区、あと杉並区、4区が制定していない状況です。

安斉理事 ということは、99.何%のうちで23区が4つも入っていると私は思わなかったもので、そういうことで理解してよろしいということですね。分かりました。これは持ち帰って判断したいと思う。ただ、第三者委員会というか、第三者でやるのが妥当だと思っていますので、そういうのを含めてちょっと会派の中で検討します。

松本（み）理事 条例は制定すべきという結論になっています。

今日お示しいただいた内容ですけれども、1番、2番は問題なくこの結論でよろしいかと思います。

3番については、私が今説明を受けた範囲では②が適切かなと思いますが、同じく会派で協議をした上で、結論はお伝えをしていきたいと思っています。

川原口理事 さっきちょっと私言い間違えたところがあって、2番のところで30日以内でオーケーというふうに言っちゃったような気がするんですが、そうじゃなくて、ここに書いてある内容でオーケーという意味ですので、よろしくお願いします。

脇坂理事 今、全交渉会派の御意見をいただきましたけれども、条例制定については皆さん前向きに考えているということで、ただ、今日、新しく情報といたしまして、審査会への諮問等についてということがありましたので、ここについてはそれぞれまた会派へ

持ち帰って検討するということになったかというふうに思っております。ですので、改めて会派へお持ち帰りをいただきまして、3月19日、第1回定例会最終日に理事会がございますので、この場において条例を制定するかどうか、またこの審査会への諮問、この件につきましても結論を得られるように話を進めていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

《意見書・決議の議案提出手続きについて》

脇坂理事 それでは次に、意見書・決議の議案提出手続きについてです。1月9日の理事会では、各会派から出た意見について再度会派に持ち帰って議論をしていくことになっておりました。この点についても、まずは事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料10を御覧ください。意見書・決議の議案提出に関する申し合わせ事項の修正案でございます。先日の御議論では、既存の申し合わせ事項を守っていくべきだという御意見が多かったため、既存の申し合わせは変更せず、申し合わせでは想定していなかった非交渉会派の方が提出しようとしたときについての文言を追加する形で案を作成しました。左の2列目の現状の欄には、現行の申し合わせの文言を、その右には修正案を記載しています。(1)のとおり、「委員会での決定によるもの」と「理事会で全会一致となったものを提出する」という文言は変更はしてございません。

案1は、平成25年に提出された議員提出議案のように、非交渉会派に所属する提案者が理事会に出席して内容を説明し、協議の上、全会一致となった内容で議案として提出するのがよいのではないかという御意見があったため、それを想定した案でございます。修正案には、①として、「理事会に所属しない会派の議員は、意見書・決議案を提出しようとする場合、あらかじめ理事会で説明することができる」という文言を追加しています。

案2は、令和6年3定に提出された議員提出議案のように、委員会に付託して審議するのも一つの先例ではないかという御意見があったため、それを想定した案でございます。修正案には、①として、「理事会に所属しない会派の議員は、意見書・決議案を提出しようとする場合、定例会中日に上程できるよう、中日2日前までに議案を提出するよう努めること」という文言を追加しています。中日に上程できれば、その後予定している常任・特別委員会で審議することができるため、具体的に提出時期を盛り込んでいます。

以上の2案を参考に取扱いについて御協議いただければと思います。

なお、本項目の修正に合わせて、追加で２点ほど記載内容を修正しています。１点目は、現状の①に記載された内容ですが、現在の運用と異なる内容のため削除、２点目は、現状の(２)の記載ですが、修正案２のとおり、文言を整理させていただきました。

説明は以上でございます。

脇坂理事 申し合わせ事項の修正案については、ただいま事務局から説明があったとおりです。

次に、先日の理事会での議論を受け、改めて会派から出た意見について御報告をお願いしたいと思います。

矢口理事 これまでの議論を含めて、私どもの会派のほうでも、申し合わせはこのまま進めていくというところは変わらない。前回のお話でも出ましたが、平成25年12月の容器包装リサイクル法を改正し云々の市橋議員が取った行動は、当時、理事会の承認も得て、ちゃんと順番を経て進めていったという事例もあって、その話を受けて、そういうふうな形で段階を経て進めていくべきなんじゃないのかというのが会派の大枠の話です。

今日、案１と２をいただきましたので、持ち帰らせていただきますが、会派の意向を考えると、何となく案１の方向に話が固まるのではないかなと思いますが、いずれにせよ、一旦持ち帰って検討させていただきたいと思います。

以上です。

山田理事 私たちの会派としても、やはり平成25年の取組は望ましいスタイルだったのではないかという話もあったんですけども、基本的にその都度どういう案件があるかというので、ルール化するという点については慎重な意見も出されまして、ただ、今回こういった意見であれば、説明することができるという観点で、私としては、これぐらいだったら大丈夫なのかなというふうにも思うんですけども、やはり会派に持ち帰って検討したいと思います。

ひわき理事 うちのほうでも議論したところ、やはり平成25年の先例というのは一つの好事例だよなという話がありました。ただ、それで合意が得られないという場合もやっぱり出てくるということが発端であるので、ルールでどう明記していくとか、そういうことではなく、都度、都度やっぱりその案件ごとに話し合っていくしかないんじゃないかなという、いろんな議論があったんですが、そういうふうな結論に至っているところです。今こうやって修正案を出していただいているので、うちとしても、ちょっと持ち帰ってまた協議をしたいと思っています。

川原口理事 私どもも、平成25年の市橋議員の行動があるべき姿ではないかということで認識を共有化しております。そういう意味では、この案１のほうがいいのかなとは思

ますが、一度持ち帰らせていただきたいと思います。

以上です。

安斉理事 私どもは、もう最初から前回話したとおりなので、特段あれなんですからけれども、何らかルールをつくらなきゃいけないなということですので、私個人的に考えると、この案1がいいのかなと思っています。もう1回持ち帰って相談して結論を出します。

松本（み）理事 9日の議運理事会資料5に示されたこのAからDの案の中で言えば、他の会派さんと同じ結論ですからけれども、C案がよいという結論で会派ではまとまっているところです。これを踏まえれば、案1で修正すべきかという印象を持っていますけれども、念のため確認は取らせていただいた上で、最終的なお返事は申し上げたいと思います。

脇坂理事 それでは、全会派持ち帰りということになりましたので、改めて次回の理事会で決定ができるように進めていけたらというふうに思っております。

《申し送り事項について》

脇坂理事 次に、最後の議題なんですからけれども、この後、少し時間が限られているところもありますので、各会派にそれぞれ意見だけお聞きして、終わりにすることにしたいと思っております。

申し送り事項についてです。1月9日の理事会では、既に検討が進んでいるものを除いた3点の課題の検討の場について説明がありました。検討の場については理事会で協議したいというふうに思っておりますけれども、各会派の意見をまずは簡単にお聞きしたいと思います。

矢口理事 申し送り事項について3点あります。検討の場をA案、B案をいただきましたが、上からばあっと会派のほうの集約した意見をお伝えさせていただきます。

まず、上から3番、議員定数の見直しについては、協議調整の場がいいんじゃないのかというのが我が会派の意見です。

次、6の(1)請願、陳情の取扱いについては、B案、DX・議会改革に関する特別委員会がいいのではないかと。

次、6の(4)会派1人当たりの年間持ち時間制限導入の検討については、議運理事会が適当ではないかという意見が出ております。

以上です。

山田理事 私たちの会派は、大変申し訳ないんですけれども、全部理事会ということになりました。

以上です。

ひわき理事 順番に言うと、A案、A案、B案という感じです。

川原口理事 2番目と3番目がDX・議会改革特別委員会です。1番目は議運でと。

安斉理事 うち、1番目は議運、2番目はDX、3番目は理事会と。

松本（み）理事 我が会派は全てDXで、議員定数の見直しの協議調整の場に関しては、先期の議会改革に関する特別委員会同様に、部会を中心とした議論ということを想定してDXでやるのいいのではないかといった議論になりました。

脇坂理事 先ほど申し上げたとおり、ごめんなさい、今日は時間が限られているというところもありますので、一度今出た意見を事務局のほうでまとめていただけたらというふうに思います。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会します。

（午前10時45分 閉会）